

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第59号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準は条例で定めることとされたことから、当該委嘱の基準を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第60号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の一部が改正され、警察本部に置かれる留置施設視察委員会の委員の任期については条例で定めることとされたことから、当該任期を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第61号）

- 1 旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正により、一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に当該一般旅券を返納させてその有効期間及び種類を当該一般旅券の残存有効期間及び種類と同一とする一般旅券を発給する制度を新設し、当該変更が生じた場合に当該一般旅券の記載事項を訂正する制度は廃止することとされたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第62号）

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者については同法を準用することとされたことを踏まえ、当該被害者をこの条例の規定により県が行う保護等の対象とするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年1月3日から施行することとした。

◇香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第63号）

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、同法を準用することとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年1月3日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例及び香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第64号）

- 1 香川県立中央病院の移転及び機能強化に伴い、その診療科目、病床数等を変更し、及びこれに統合される香川県立がん検診センターを廃止し、並びに病院局

の職員の定数を変更するため、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成26年4月1日から施行することとした。